

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年10月31日
【事業年度】	第50期（自 平成25年5月21日 至 平成26年5月20日）
【会社名】	株式会社エル・シー・エーホールディングス
【英訳名】	LCA Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 桑田 正明
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
【電話番号】	03(3539)2583（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役 桑田 正明
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
【電話番号】	03(3539)2583（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役 桑田 正明
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成26年8月20日に提出いたしました第50期（自平成25年5月21日 至平成26年5月20日）有価証券報告書の記載事項に一部訂正すべき事項があったため、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

5 役員の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

企業統治の体制

□ 当該体制を採用する理由

社外取締役及び社外監査役

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

5【役員の状況】

(訂正前)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役		桑田 正明	昭和34年1月31日生	昭和57年4月 ㈱住友銀行(現 ㈱三井住友銀行) 入行 平成23年11月 同行 退職 平成24年8月 当社 常勤監査役 平成25年8月 当社 取締役 平成26年3月 当社 代表取締役(現任)	注3	27
取締役		水野 進	昭和33年6月3日生	昭和58年4月 ㈱東芝 入社 平成元年7月 同社 退社、アメリカ留学 平成3年1月 アメリカ国際経営大学院(現 サンダーバード国際経営大学院)修了 MBA取得 平成3年5月 GEメディカル(株) 入社 MRIマーケティング部 平成4年5月 アップルコンピュータ(株) 入社 営業部販売推進課 平成7年5月 ㈱大阪有線放送(現 ㈱USEN) 入社 事業企画室 平成10年8月 個人事業主として独立 テックインベスト(株)と契約 ベンチャー支援コンサルティング事業部長 平成21年7月 同社と契約終了 平成24年5月 三菱重工業(株)と契約 艦船事業部艦船技術課 平成26年5月 当社 取締役(現任)	注1 注3	-
取締役		佐藤 晴弘	昭和31年5月10日生	昭和56年4月 上野貿易(株) 入社 昭和63年3月 コニカ(株)(現 コニカミノルタ(株)) 入社 平成13年1月 コニカマーケティング(株) デジタル販売部長 平成19年4月 コニカミノルタオプト 新規事業推進室マーケティングリーダー 平成25年4月 コニカミノルタ(株) 開発統括本部 マーケティング部 平成25年8月 同社 退社 平成26年5月 当社 取締役(現任)	注1 注3	-
				計		27

(注) 1. 取締役水野進、佐藤晴弘、目黒光紀、新庄健二及び海老澤伸樹は、社外取締役であります。
(省略)

(訂正後)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役		桑田 正明	昭和34年1月31日生	昭和57年4月 (株)住友銀行(現(株)三井住友銀行) 入行 平成23年11月 同行 退職 平成24年8月 当社 常勤監査役 平成25年8月 当社 取締役 平成26年3月 当社 代表取締役(現任)	注3	27
取締役		水野 進	昭和33年6月3日生	昭和58年4月 (株)東芝 入社 平成元年7月 同社 退社、アメリカ留学 平成3年1月 アメリカ国際経営大学院(現 サンダーバード国際経営大学院) 修了 MBA取得 平成3年5月 GEメディカル(株) 入社 MRIマーケティング部 平成4年5月 アップルコンピュータ(株) 入社 営業部販売推進課 平成7年5月 (株)大阪有線放送(現(株)USEN) 入社 事業企画室 平成10年8月 個人事業主として独立 テックインベスト(株)と契約 ベンチャー支援コンサルティング事業部長 平成21年7月 同社と契約終了 平成24年5月 三菱重工(株)と契約 艦船事業部艦船技術課 平成26年5月 当社 取締役(現任)	注3	-
取締役		佐藤 晴弘	昭和31年5月10日生	昭和56年4月 上野貿易(株) 入社 昭和63年3月 コニカ(株)(現 コニカミノルタ(株)) 入社 平成13年1月 コニカマーケティング(株) デジタル販売部長 平成19年4月 コニカミノルタオプト 新規事業推進室マーケティングリーダー 平成25年4月 コニカミノルタ(株) 開発統括本部 マーケティング部 平成25年8月 同社 退社 平成26年5月 当社 取締役(現任)	注3	-
計						27

(注) 1. 取締役目黒光紀、新庄健二及び海老澤伸樹は、社外取締役であります。

(省略)

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制

□ 当該体制を採用する理由

(訂正前)

当社は、取締役6名を選任しており、うち5名が社外取締役であります。社外取締役には、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待しており、取締役会を通じて必要な情報の収集及び意見の表明を行うとともに、適宜そのフィードバックを受けることで、適切な意思決定が行われる体制を構築しております。

また、監査役につきましても、2名の社外監査役を選任しており、その独立性を強化しております。監査役会には、会計監査人および内部監査部門と連携し、経営・会計・業務監査を実施、検証等を行うことで内部統制が有効に機能するよう、問題点に対し具体的提案を行うことを期待し、現状の体制を採用しております。

(訂正後)

当社は、取締役6名を選任しており、うち3名が社外取締役であります。社外取締役には、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待しており、取締役会を通じて必要な情報の収集及び意見の表明を行うとともに、適宜そのフィードバックを受けることで、適切な意思決定が行われる体制を構築しております。

また、監査役につきましても、2名の社外監査役を選任しており、その独立性を強化しております。監査役会には、会計監査人および内部監査部門と連携し、経営・会計・業務監査を実施、検証等を行うことで内部統制が有効に機能するよう、問題点に対し具体的提案を行うことを期待し、現状の体制を採用しております。

社外取締役及び社外監査役

(訂正前)

当社の社外取締役は5名、社外監査役は2名であります。

社外取締役水野進と当社との間には特別の利害関係はありません。同氏は取締役会及び常勤役員会に出席し、適宜、助言・提言を行っております。同氏は過去に会社の経営に直接関与した経験はありませんが、外資系企業における国際的な経験やベンチャー支援コンサルティングで培われた知見をもって、職務を適切に遂行して頂けるものと判断しております。

社外取締役佐藤晴弘と当社との間には特別の利害関係はありません。同氏は取締役会及び常勤役員会に出席し、適宜、助言・提言を行っております。同氏は過去に会社の経営に直接関与した経験はありませんが、大手メーカーでの新規事業の立ち上げやマーケティングの分野での豊富な経験をもって、職務を適切に遂行して頂けるものと判断しております。

社外取締役目黒光紀と当社との間には特別の利害関係はありません。また、同氏の他の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。同氏は取締役会に出席し、適宜、助言・提言を行っております。同氏のホテル運営及び関連コンサルティングビジネスで培われた経験と企業経営者としての高い見識は、今後も当社グループが推進する事業の商品力の強化等に引き続き貢献頂けるものと判断しております。当社は同氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、同氏が社外取締役在任中の平成26年2月、当社は第45期事業年度に係る有価証券報告書等において重要な事項に虚偽の記載があるとして、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき課徴金納付命令を受けました。同氏は発覚まで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から当社に対し法令遵守を強く求め、発覚後においては徹底した調査及び再発防止を求めるとともに再発防止策の実施状況を監視するなど、その職責を適切に果たしております。

(省略)

(訂正後)

当社の社外取締役は3名、社外監査役は2名であります。

社外取締役目黒光紀と当社との間には特別の利害関係はありません。また、同氏の他の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。同氏は取締役会に出席し、適宜、助言・提言を行っております。同氏のホテル運営及び関連コンサルティングビジネスで培われた経験と企業経営者としての高い見識は、今後も当社グループが推進する事業の商品力の強化等に引き続き貢献頂けるものと判断しております。当社は同氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、同氏が社外取締役在任中の平成26年2月、当社は第45期事業年度に係る有価証券報告書等において重要な事項に虚偽の記載があるとして、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき課徴金納付命令を受けました。同氏は発覚まで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から当社に対し法令遵守を強く求め、発覚後においては徹底した調査及び再発防止を求めるとともに再発防止策の実施状況を監視するなど、その職責を適切に果たしております。

(省略)